

「取引所為替証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更

(2024年6月3日)

現 行	改 正 後
(省 略)	(現行どおり)
第5条 (口座の開設)	第5条 (口座の開設)
(省 略)	(現行どおり)
<<個人のお客様>>	<<個人のお客様>>
(省 略)	(現行どおり)
(新 設)	<u>(14) 外国政府等において重要な公的地位にある方 (犯収法施行令第12条第3項および犯収法施行規則第15条に掲げる者(外国の元首、外国の政府等において重要な地位を占める者、過去にその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人))</u> (「以下「外国PEPs」といいます。)に該当しないこと。
<<法人のお客様>>	<<法人のお客様>>
(省 略)	(現行どおり)
(新 設)	<u>(11) 法人代表者、実質的支配者およびその他の法人関係者が外国PEPsに該当しないこと。</u>
(省 略)	(現行どおり)
第26条 (外国政府等の重要な公人に係る条項) お客様は、 <u>外国政府等の重要な公人(Politically Exposed Persons)等に、該当する、または該当することとなった場合、必ずその旨を当社に届出するもの</u> とします。 2 お客様は、 <u>前項について当社に届出た事項に変更があった場合、遅滞なく当社に対して、届出を行うもの</u> とします。	第26条 (外国PEPsに該当する場合の取扱い) お客様は、 <u>外国 PEPs に該当することとなった場合、必ずその旨を当社に届出するもの</u> とします。 2 <u>当社は、前項の届出を受領した後、口座を解約するもの</u> とします。 <u>解約の手続きについては、第31条第3項、第4項および第6項に基づいて行うもの</u> とします。
(省 略)	(現行どおり)
第31条 (解約)	第31条 (解約)
(省 略)	(現行どおり)
2 お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合、第5条第3項第2号に該当した場合、第25条の規定に違反した場合、または第28条第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合には、当社は、お客様	2 お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合、第5条第3項第2号に該当した場合、第25条の規定に違反した場合、 <u>第26条第1項または第28条第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合</u>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="140 141 790 212">に解約の通知をすることにより、ただちに本規定を解約できるものとします。</p> <p data-bbox="347 257 542 291">(以下、省 略)</p> <p data-bbox="100 380 159 414">附則</p> <p data-bbox="100 421 590 454">本規定は、2023年4月3日より施行する。</p> <p data-bbox="119 461 391 495">(2023年3月29日 作成)</p>	<p data-bbox="866 141 1492 212">には、当社は、お客様に解約の通知をすることにより、ただちに本規定を解約できるものとします。</p> <p data-bbox="1034 257 1276 291">(以下、現行どおり)</p> <p data-bbox="826 380 885 414">附則</p> <p data-bbox="826 421 1316 454">本規定は、2024年6月3日より施行する。</p> <p data-bbox="845 461 1117 495">(2024年5月29日 作成)</p>